

令和5年度第11回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和6年1月18日

場所 十和田市役所別館4階会議室

令和5年度第11回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館4階会議室

2. 開 会 日 時 令和6年1月18日(木) 午後2時04分

3. 閉 会 日 時 令和6年1月18日(木) 午後2時44分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子君	2番	沢井清治君
3番	小笠原松寿君	4番	沢目勝弘君
5番	米田拓実君	6番	中野雄一郎君
7番	芋田一弘君	8番	立崎和寿君
9番	山田利昭君	10番	稲田優憲君
11番	奥山博君	12番	小田正喜君
13番	外山康仁君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	16番	杉山秀明君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	箕輪展忠君		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

十和田湖地区	白山雄治郎君	十和田湖地区	中屋敷光男君
三本木地区	米内山義治君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	古谷朝直君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	田中稔君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	小笠原一成君	藤坂地区	市崎貴之君
六日町地区	平舘龍徳君		

## 7. 会議に付した案件

- 報告第41号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第42号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について  
報告第43号 農地の転用事実に関する照会について  
議案第64号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について  
議案第65号 特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について  
議案第66号 贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について  
議案第67号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について  
議案第68号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第69号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について  
議案第70号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第71号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

## 8. 議事録署名委員

13番 外山康仁君      14番 竹浦寿広君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田修一郎	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	村中健大	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	東浩治	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

## 10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（箕輪展忠君）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年1月10日に告示招集いたしました。令和5年度第11回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。13番 外山 康仁 委員、14番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第41号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、2ページから5ページまでの合計13件62筆144,251平方メートルです。今後の意向については、41番は機構に切り替え、42番から45番は別人と貸借、46番は未定、47番、48番は別人と貸借、49番、50番は未定、51番、52番は機構に切り替え、53番は未定となっています。また、42番、47番、48番は、今回農地法第3条の貸借権設定の議案が提出されております。次に6ページです。農地中間管理事業によるものが、合計4件8筆33,304平方メートルです。今後の意向は、26番は売買、その他はいずれも受け手の変更となっています。以上です。今回、協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議 長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。11番。

農業委員（奥山博君）11番、奥山です。確認として質問を申し上げます。ページは4ページの49番に係ることでございますけれども、4ページ49番、私の知る限りではこの当事者である貸貸人ですが、この方が最近亡くなっていると私は知っております。この申請においては、合意解約というのは、あくまでも貸借関係の当事者が名前で上程されてくるものか、あるいは生前にこれを届けてあったのか、その辺をお伺いいたします。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。亡くなられた日にちまでは確認していませんが、書類上はご本人の名前で提出され受理されております。

農業委員（奥山博君）ご本人の名前できてたということは、生前に受けていたということでございますか。

農地係長（村中健大君）合意解約ですので、両者の合意が成立した時期と提出された時期が基本的に一緒ですけども、基本的にご本人の名前で出されているもので、ご本人から出されたものだと思います。

農業委員（奥山博君）問題はですね、その本人が来なくても、両者の合意によってその解約が受理されるわけでございますけれども、その\_\_\_\_\_さんという方がみえたということですか。

農地係長（村中健大君）必ずしも農業委員会場で解約しなければならないというわけではないので、提出されたものとして受け付けております。実際この\_\_\_\_\_さんが来たかどうかといったところは、ご本人は来てはいないです。書類が提出されたということです。

（「暫時休憩した方がいい」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）暫時休憩します。

休憩 午後2時10分

（合意解約についての質問内容確認）

再開 午後2時11分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開いたします。

農地係長（村中健大君）亡くなられる前にご本人が作成したものを、代理人が提出して受理されたものであります。ご本人が解約されたものであります。

農業委員（奥山博君）確認です。契約合意期間にあって亡くなった場合、その場合はどうなりますか。

議 長（箕輪展忠君）事務局。

農地係長（村中健大君）相続人の方から、判子をもらって解約することになります。

農業委員（杉山秀明君）相続人ではないでしょ。相続人の対象となる人から判子でしょ。相続人ではなく。だから、兄弟が3人いたら、相続人の対象となる人全員の判子をもって合意解約となるでしょ。

農地係長（村中健大君）言葉が足りませんでした。法定相続人の対象となり得る方から、判子をもって合意解約します。

議 長（箕輪展忠君）よろしいですか。

農業委員（奥山博君）了解です。

議 長（箕輪展忠君）この他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議 長（箕輪展忠君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）7ページをお願いいたします。報告第42号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、8ページから14ページです。今回は、合計17件120筆341, 313. 50平方メートルです。取得事由は、14ページの109番のみ遺贈、その他はすべて相続によるものです。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっています。94番と102番からは、あっせんの希望が出されております。現況が宅地、山林など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。また、ここで用語の説明をさせていただきますと、8ページの93番、9ページの94番にございま

す農施設用畑は、農振地域内において、農業用施設を建てた場合の税務課税台帳上の現況表示となります。また14ページの109番、宅地介在畑ですが、こちらは農地法の規定による転用許可を受けた土地で、転用に着手せず現況畑であるものの税務課税台帳上の現況表示となっています。また、同じく14ページの109番、遺贈については、遺言により財産を譲ることとなっております。不動産登記が終わるまで権利を主張できないものであり、相続税は2割増しとなるものであります。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

農業委員（奥山博君）11番、奥山でございます。確認でございますけども、農業委員会における手続き上において属人主義あるいは属地主義とあるわけですが。最近よく県外あるいは首都圏の者による相続等による申出があつてございます。この場合例えば、この相続したのちにあつても十和田市の農地であれば、あくまでも属地である農業委員会が土地台帳管理あるいは耕作証明発行手続きをする事務主体になりますか。それから、その属地主義という確認と同時に、今は国外も考えられるということがございます。その場合にあつてもやはりその考え方から、海外の人が相続等した場合にあつても事務手続きは、その農業委員会で担当することなのかということをお伺いいたします。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。基本的に農業委員会の管轄農地は属地主義ですので、十和田市内の農地に関して相続等が行われた場合は、その所属する市町村の農業委員会に報告することになります。たとえそれが、海外の方が相続された場合でも同様です。ただし、耕作証明書につきましては、現在青森県内多くの自治体が、住所を持っている所在地の農業委員会で耕作証明書を取るような運用をしておりますので、そこにつきましては、住所地で取るという属人的な取り扱いとなっております。

農業委員（奥山博君）確認です。もう1回説明願えませんか。

農地係長（村中健大君）お答えします。農業委員会が管轄する農地というのは属地主義ですので、その農地が所在する市町村農業委員会において管理するものです。ですので、仮に十和田市内の農地を海外の人が相続で取得したとなった場合でも、届出は十和田市の農業委員会に提出しなければなりません。ただし、耕作証明書につきましては、青森県内においては、経営主の住所地のある所の農業委員会で取ってくださいという運用をしておりますので、これにつきましては属人的な取り扱いとなっております。以上です。

農業委員（奥山博君）この属人的取扱いに関しては、青森県はということですが、大方の県ではそういう形の捉え方をしていますか。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。県外の状況については把握はしておりませんが、特段県外の農業委員会と私共農業委員会事務局は情報のやりとりをしていませんので、取り扱いが変わっている可能性はあるかと思えます。あくまでも、十和田市や近隣の市町村の状況ではそうですという答えです。

農業委員（奥山博君）了解です。

議長（箕輪展忠君）その他に何か確認したいことがございますか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）次に報告第43号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）15ページをお願いします。報告第43号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。16ページです。今回の照会は、合計2件2筆696平方メートルで、現地調査は、令和6年1月10日に実施し、法務局への回答は1月11日に行っております。25番は、豊ヶ岡保育所から北東に約320メートルの地点です。照会地は、昭和40年建築の付属屋の敷地及び車両置場になっています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。26番は、十和田工業高校から北東に約300メートルの地点です。照会地は、長年小屋の敷地になっています。農地としての利用は困難であり、税務課税台帳においても現況地目が宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠君）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、小田班長、脊戸委員、野崎委員の3名です。令和6年1月10日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠君）次に議案第64号を上程いたします。事務局から提案理由の説明



をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）17ページをお願いします。議案第64号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、18ページから21ページまでです。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。12番小田 正喜 委員をお願いします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転8件、賃借権の設定7件の合計15件です。所有権の移転は、18ページ92番及び93番が売買によるものです。94番及び95番が兄へ、96番が知人へ、97番が子へそれぞれ贈与するものです。98番及び99番が交換によるものです。このうち新規取得は、92番です。賃借権の設定は、労力不足によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、全ての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告願います。三本木地区 米内山 義治 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（米内山義治君）農地法第3条の許可に関する新規取得について報告します。18ページの申請番号92番の小規模の新規取得となる譲受人に対し、1月10日午後1時45分、市役所別館4階会議室1において調査員3名と私の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）米内山推進委員、ご苦労様でした。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。何かありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は許可することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第65号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）22ページをお願いします。議案第65号、特定農地貸付けに関する農業委員会の承認について。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、別表のとおり十和田市長から申請があったので承認を求める件です。内容は23ページです。十和田市長から申請のあった農地は、別表の3筆です。十和田市が農地を借上げ、市民農園として開設するためのものです。東地区と西地区に1か所ずつの計2か所に開設します。それぞれ40区画で、1区画約50平方メートルとし、市内在住の農業を営んでいない方に、無料で貸し出すものです。開設場所は、昨年度と同じ場所で、地図に示しておりますとおり、東地区はスーパーヤマヨから東に約300メートルの地点、西地区はカケモ西金崎店から東に約200メートルの地点です。農業委員会において、承認にあたり留意すべき要件としては、貸付規程が定められているか、周辺の農地の利用に支障を及ぼす恐れがないか、妥当な規模か、利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正か、また適正かつ円滑に利用される体制が確保されているかなどとなっています。貸付規程は24ページにお示ししたとおりに定められております。その他の事項については、担当課である農林畜産課に確認し、要件は全て満たしていると判断されます。なお、承認にあたっては、例年と同様、市民農園利用者に対し、近隣居住者の迷惑となる行動がないように、例えば水をもらいに行かない、トイレを借りない、迷惑駐車をしないよう配慮することを要望意見として付すことといたします。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は承認すること

に決定いたします。

議長（箕輪展忠君）次に議案第66号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）25ページをお願いします。議案第66号、贈与税の納税猶予継続届出書及び不動産取得税徴収猶予届出書に関する証明（農業経営）について。別紙の農地等の受贈者について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることを証明することの承認を求める件です。内容は26ページです。今回は、贈与税のみ5件、不動産取得税のみ1件の計6件で、特例農地の合計は261,671平方メートルです。農地の生前一括贈与を受けたときの税の納税猶予・徴収猶予について、3年ごとに税務署等が対象者に対し、手続きの通知をいたします。手続きにあたっては、過去3年間、農業経営が継続していることの証明が必要なことから、依頼があった場合は、証明書を交付いたします。対象となる特例農地が農地利用されていることについては、農地台帳及び現地確認により確認いたしております。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第67号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）27ページをお願いいたします。議案第67号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は28ページです。今回は、合計2件9筆30,338平方メートルです。以上です。

議 長（箕輪展忠君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。藤坂地区市崎 貴之 農地利用最適化推進委員願います。

報告委員（市崎貴之君）27番及び28番の調整内容を報告します。27番は12月12日午前10時、28番は12月27日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、要件全て適であると判断したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君）市崎推進委員、ご苦労様でした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は要請することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時32分

（ \_\_\_\_\_ 委員、 \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時33分

議 長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第68号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）29ページをお願いします。議案第68号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法

律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は30ページから34ページです。今回は、合計10件35筆84,367平方メートルです。いずれも新規の権利設定で、利用権の設定期間は、65番が5年、66番が10年、67番が5年、68番、69番が10年、70番が20年、71番と72番が10年、73番と74番が5年となっています。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は承認することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時35分

（ \_\_\_\_\_ 委員、 \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時35分

議長（箕輪展忠君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（箕輪展忠君）次に議案第69号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）35ページをお願いします。議案第69号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。賃借権の設定によるものが、36ページから37ページで、合計5件15筆58,969平方メートルとなっております。5件全て新規です。次に、3

8ページです。使用貸借によるものが、合計1件3筆6,509平方メートルです。こちらは、権利の再設定となっています。以上です。

議長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は要請することに決定いたしました。

議長（箕輪展忠君）次に議案第70号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）議案第70号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。40ページです。合計2件3筆10,54平方メートルです。6番の転用事由は、既にブルーベリーを作付けしている土地に、営農型太陽光発電設備を設置するものです。場所は、十和田工業高校から北東に約600メートルの地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、3年間の一時転用により、不許可の例外に該当します。7番の転用事由は、農地に新たにブルーベリーを作付けし、その土地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。場所は、十和田工業高校から北東に約300メートルの地点です。農地区分は農用地区域内農地ですが、3年間の一時転用により、不許可の例外に該当します。以上です。

議長（箕輪展忠君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。1番 脊戸 潤子 委員お願いいたします。

報告委員（脊戸潤子君）農地法第4条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計2件です。1月10日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりますので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠君）脊戸委員ご苦勞様でした。

議 長（箕輪展忠君）これより質疑に入ります。ありませんか。力石委員。

農業委員（力石堅太郎君）太陽光発電設備のことで、会長からお聞きしたいと思います。青森県農業会議とかそういう場の会議で、営農型太陽光発電について何か将来日本はどうなるんですよとか、このまま続けていかなければならないんだとか、そういう話がありますか。

議 長（箕輪展忠君）お答えします。今のところ、特別な問題提起されている地区もございません。ただ私が勝手にお話したことですが、下に作付けしている作物の標準収量いくらか、県の数量的な標準の取り扱いがいくらなのか、はっきりしたデータがないので、これは県南、津軽ましてや市町村で違うみたいですので、その提出はできないものかという願いはしてあります。あと、各地区から色んな問題は今のところ出ておりません。以上です。

農業委員（力石堅太郎君）わかりました。

議 長（箕輪展忠君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君）ご異議なしと認めます。よって議案第70号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君）次に議案第71号を上程いたします。事務局から提案理由を説明いたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）41ページをお願いします。議案第71号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は42ページです。今回は、合計3件4筆3,148平方メートルです。49番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場の整備を行うものです。場所は、サンデー十和田店から北に約250メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。50番の転用事由は、農地を売買で取得し、駐車場の整備を行うものです。非農

地併用の案件です。場所は、十和田警察署から南西に約500メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用地域内にあり、第3種農地に該当します。51番の転用事由は、農地を売買で取得し、共同住宅3棟を建築するものです。本件は、小規模開発行為の対象となります。場所は、イオン十和田店から南西に約350メートルの地点です。農地区分は第1種農地に該当しますが、集落接続により、不許可の例外に該当します。以上です。

議 長（箕輪展忠君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。15番 野崎 さち子 委員お願いいたします。

報告委員（野崎さち子君） 農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計3件です。1月10日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠君） ご異議なしと認めます。よって議案第71号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠君） 以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第11回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時44分 —————